

# 「容器包装リサイクル法」とは？

みんなで協力しあう  
新リサイクルシステムです

市町村が分別収集した  
容器包装廃棄物を自ら、  
または第三者に委託  
して再商品化する

市町村が定めた  
分別収集に協力する

容器包装廃棄物の  
分別収集を行う



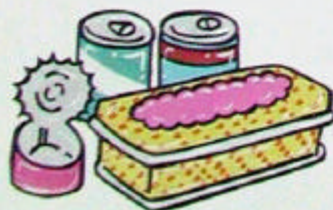
分別収集とは？

廃棄物を種類ごとに選別 圧縮 こん包  
して、リサイクルしやすい状態にすること

## 対象となる「容器包装」

### 金属製

スチール缶、アルミ缶など



### ガラス製

びん、コップ、皿など  
(クリスタルガラス、  
一部の化粧品のみは除く)



### 紙製

飲料紙パック (アルミニウムが  
利用されているものは除く)  
段ボール、その他の紙製品



### プラスチック製

ペットボトル(飲料またはしょう油用)  
その他のプラスチック製品



※上記のうち、段ボール、その他の紙製品、その他のプラスチック製品は、平成12年から容器包装リサイクル法の対象になります